

2023年6月23日

各位

会社名 新日本空調株式会社
 代表者名 代表取締役社長 前川伸二
 コード番号 1952（東証プライム）
 問合せ先 取締役管理本部長 井上 聖
 (TEL 03-3639-2700)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年5月11日に従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」という。）の導入を公表いたしました。2023年6月23日開催の取締役会において、本制度にもとづき、下記のとおり、新日本空調従業員持株会（以下「本持株会」という。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年9月22日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 56,419株（注）
(3) 処分価額	1株につき2,245円
(4) 処分価額の総額	126,660,655円（注）
(5) 処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 （新日本空調従業員持株会 56,419株） なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けません。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）「処分する株式の数」および「処分価額の総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社および当社グループ会社の従業員1,190名に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数および処分価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社および当社グループ会社の従業員（以下「対象従業員」という。）の数（最大1,190名）および当社または当社グループ会社が定める従業員の職制に応じて規定する1名当たりの付与株式数（パターンA：最大5名（1名当たり401株）、パターンB：最大66名（1名当たり268株）、パターンC：最大99名（1名当たり134株）、パターンD：最大1,020名（1名当たり23株））に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分価額の総額」となります。

2. 処分の目的および理由

当社は、2023年5月11日付「当社グループ従業員への株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社グループ従業員に対して、福利厚生を拡充策として財産形成の一助とすることに加え、当社グループ従業員が、株主の皆様との価値共有を進めるとともに経営への参画意識を高めること、さらには従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的とし、本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、当社または当社グループ会社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」という。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行または処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社および本持株会は、本制度による当社普通株式の発行または処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」という。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において本割当契約が締結されること等を条件として行われることとなります。

また、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約および持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」という。）

（注）にもとづき、本持株会が発行または処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」または「RS持分」という。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

（注）本持株会は、取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、理事会開催日後、本持株会規約等にもとづく本持株会会員への通知発信から2週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異議が本持株会会員数の3分の1未満の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度にもとづき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」という。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される本割当契約は、管理職者に対するプランAとその他の従業員に対するプランBの2種類とし、その概要は、下記「3. 本割当契約の概要」とおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記1.の（注）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社および当社グループ会社の従業員1,190名の全員が持株会に加入し、本制度に同意した場合には56,419株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2023年3月31日現在の発行済株式総数24,282,225株に対し0.23%（小数点以下第3位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2023年3月31日現在の総議決権個数233,074個に対し0.24%です。

本制度の導入は、当社グループ従業員に対して、本持株会を通じて当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象従業員への福利厚生を拡充策として財産形成の一助とすることに加え、対象従業員が、株主の皆様との価値共有を進めるとともに経営への参画意識を高めること、さらには従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与するものと考えており、本自己株式処分における処分株式数および株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生することおよび申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

プランA（当社の管理職向け）：

2023年9月22日から本持株会の会員資格を有する当社または当社グループ会社の使用人のいずれの地位をも退職（退職と同時に本持株会の会員資格を有する当社または当社グループ会社に継続雇用される場合を除く。）する日までの間

プランB（当社の非管理職および当社グループ会社の従業員向け）：

2023年9月22日から2028年6月1日までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨および譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとする。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、執行役員就任その他の正当な事由（プランBにおいては定年（定年退職と同時に本持株会の会員資格を有する当社または当社グループ会社に継続雇用される場合を除く。）を含む。）により、本持株会を退会（会員資格を喪失した場合または退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）した場合には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（以下「退会申請受付日」という。）において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨および譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を伝達するものとする。

(4) 非居住者となる場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、所得税法第2条に定める非居住者に該当することとなる旨の当社または当社グループ会社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日（以下「海外転勤等決定日」という。）における対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって譲渡制限を解除します。

(5) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点または上記（3）、（4）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。この場合、当社は、本割当株式の無償取得を行う旨および無償取得を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとする。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、譲渡制限付株式持分について本制度にもとづかず本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

(7) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨および譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を伝達するものとする。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。払込金額につきまし

ては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値としております。これは、取締役会決議日前営業日の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2023年5月23日～2023年6月22日）	2,224円	0.94%
3ヶ月（2023年3月23日～2023年6月22日）	2,057円	9.14%
6ヶ月（2022年12月23日～2023年6月22日）	1,985円	13.10%

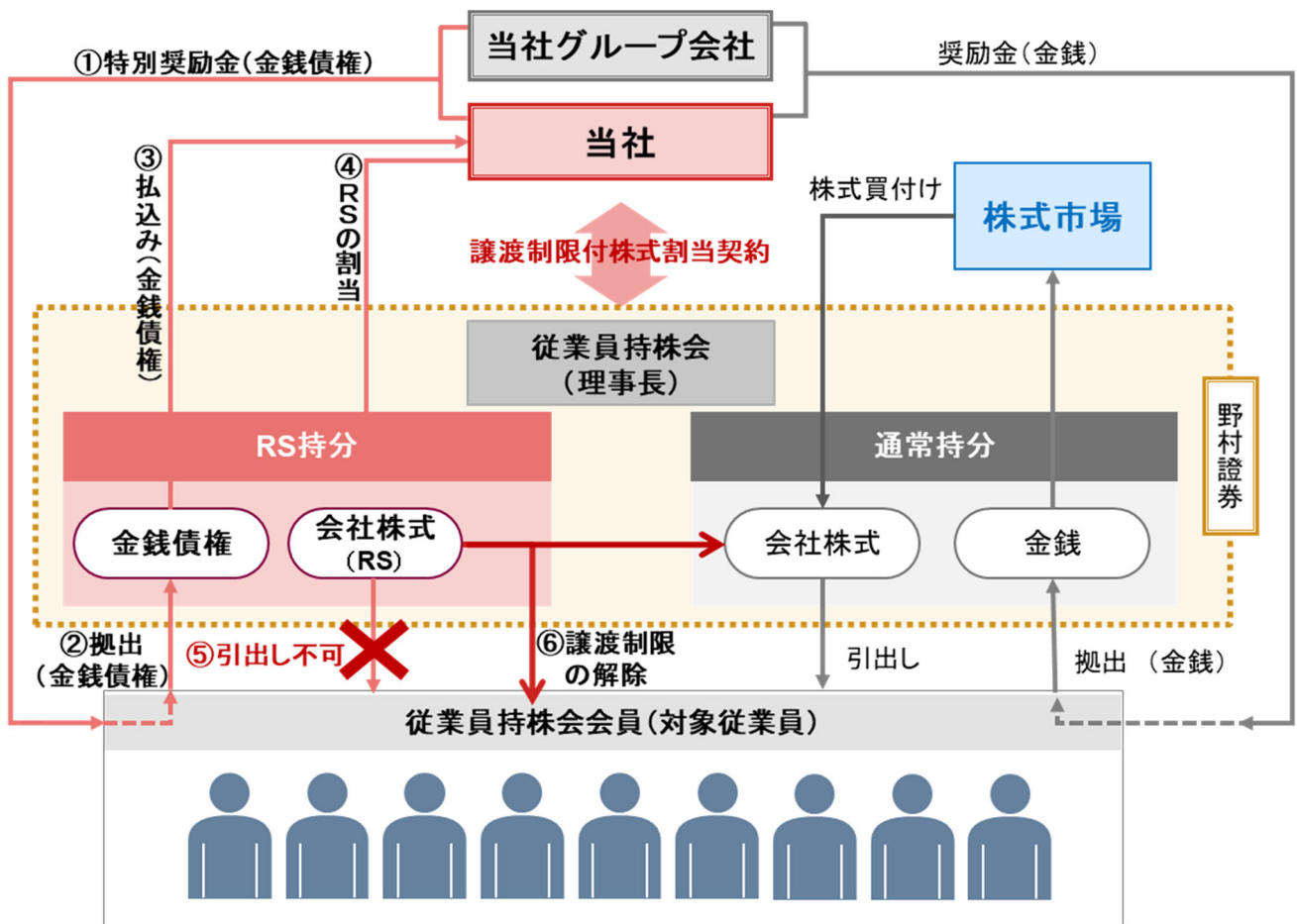
5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 当社および当社グループ会社は、本制度に同意した対象従業員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を付与します。
- ② 本制度に同意した対象従業員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
- ④ 当社は、本持株会に対して本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、野村証券株式会社を通じて、本持株会が開設した専用口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ RS 持分に対応した譲渡制限付株式は譲渡制限解除後に、本持株会規約等の定めに従い、通常持分または対象従業員名義の証券口座いずれかへの振替手続きが行われます。



以上